

## ホームページの意見募集に寄せられた主なご意見と都の見解

| 事項    | 主なご意見の概要   | ご意見に対する都の見解   |
|-------|--|---|
| 全般    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者販売や商物分離取引及び直荷引き等について、規制緩和が加速化する中で、その実効性が確実に担保できるのか不安である。また、取引ルールに違反した場合の措置はどうなるのか。（買出人）</li> <li>・ 「規制緩和」という市場法改正の趣旨を踏まえた条例改正に、特に支障はないと考えている。「その他の取引ルール」についても、規制緩和とは別の面で、市場事業者に情報提供されるオープンな市場運営を望む。（買参）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者販売や商物分離取引は、改正卸売市場法において、卸売業者は主要な品目の価格・数量を公表することとしています。</li> <li>・ こうした取引の透明性を確保するための取組に加え、都は条例で、卸売業者に対して、このような取引の実績報告を求め、実態を把握したうえで、指導監督を行っていきます。</li> <li>・ さらに、都と市場関係者の協議の場を設置し、具体的な課題に対応していくことで、公正な取引環境を確保していきます。</li> <li>・ また、条例で指導、検査、監督処分の規定を設け、ルール違反がある場合は開設者が適切な指導を行い、是正を図っていきます。</li> <li>・ 取引に関する市場関係者間での情報共有については、引き続き検討して参ります。</li> </ul> |
| 第三者販売 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者販売については基本的に反対である。ただし卸会社間で過剰商品や過少商品等を融通しあうことなどは、第三者販売から除いてもよいと思う。（仲卸）</li> <li>・ 第三者販売が認められれば、卸売会社は市場外への商流がスムーズに進むことになる。そのためには、卸売業者、仲卸業者、買売参加者等の市場関係業者間で取引の秩序が保たれるようにする事が肝要である。（卸）</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売市場の活性化を図るため、様々な取組を行いやすい環境を整備する観点から、基本的に規制を緩和する方向で検討しています。卸会社間で商品を融通しあうことは、市場間ネットワークによる供給機能の強化につながるものと考えています。</li> <li>・ 一方で、第三者販売については、改正卸売市場法による卸売業者の公表義務に加え、条例において、都への実績報告を義務付けるほか、都と市場関係者との協議の場を設置し、具体的な課題に対応していくことで、公正な取引環境を確保していきます。</li> </ul>   |
| 商物分離  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の流通実態から見て、緩和に賛成する。（出荷者）</li> <li>・ 基本的に加工品などの比較的安定した数量を供給可能な物品に限られると思うが、商物分離が可能になると都民に安定した価格で供給することができる。（卸）</li> <li>・ 組合員の仕入状況の把握が難しくなるため、やむを得ない場合のみにすべきである。（仲卸）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売市場の活性化を図るため、様々な取組を行いやすい環境を整備する観点から、基本的に規制を緩和する方向で検討しています。商物分離については、物流コストの低減など、物流の効率化につながるものと考えています。</li> <li>・ 一方で、商物分離については、改正卸売市場法による卸売業者の公表義務に加え、条例において、都への実績報告を義務付けるほか、都と市場関係者との協議の場を設置し、具体的な課題に対応していくことで、公正な取引環境を確保していきます。</li> </ul>   |

## ホームページの意見募集に寄せられた主なご意見と都の見解

| 事項    | 主なご意見の概要   | ご意見に対する都の見解  |
|-------|--|--|
| 仲卸の直荷 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場に出荷していない生産者や、付加価値やその味覚にこだわる小規模農家から仕入れることについては認めて欲しい。（仲卸）</li> <li>・生産者所得の向上と再生産に繋がる様、公正性や透明性を担保した秩序ある取引とすることが重要である。（出荷者）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場の活性化を図るため、様々な取組を行いやすい環境を整備する観点から、基本的に規制を緩和する方向で検討しています。直荷引きについては、仲卸の調達先の幅を広げることで、品揃え機能の強化につながるものと考えています。</li> <li>・一方で、直荷引きについては、条例において、都への実績報告を義務付けるほか、都と市場関係者との協議の場を設置し、具体的な課題に対応していくことで、公正な取引環境を確保していきます。</li> </ul>    |
| その他の  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮度重視の品目と貯蔵可能な品目があり、一律に統制するのは現実的でない。品目特性によって即日上場が合理的な品目とそうではない品目で条例を分割すべき。貯蔵品目であるにも関わらず、即日上場義務の為に売り急いだ結果、無用な下げ相場に突入してしまっは誰も得をしない。（出荷者）</li> <li>・生鮮食品の特性をふまえ、維持するべきと考える。上場日の繰延により傷み等が発生した際の責任区分が問題となることを危惧する。（出荷者）</li> <li>・廃止とするならば、鮮度維持の観点から入荷日の公表が必要である。（仲卸）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱物品の鮮度保持は、市場取引において重要な事柄であり、委託物品について、取引参加者により、品目特性に応じた取扱がなされることを想定しています。取扱品目は多種多様であり、必要に応じて委託者と受託者でその取扱を協議することも可能であり、条例において、一律に当日販売を義務付けることは想定していません。</li> <li>・各市場の取引委員会等の場で、必要に応じて入荷日情報の取扱などについても協議していくことは考えられます。</li> </ul> |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な価格形成かどうかが見え難いため、公正性・透明性ある価格形成を担保するよう要望する。（出荷者）</li> <li>・卸売業者による不当な調整が懸念される。（仲卸）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己買受については、法の規制の廃止に伴い、行為自体を一律に禁止するものではありませんが、恣意的な価格操作を行うなど不公正な取引を行ったおそれがある場合は、都において調査のうえ、改善指導を行っていきます。</li> </ul>   |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売の翌日の仕切・送金については、市場に安心して出荷できる卸売機能の根幹である。生産者の再生産、安定経営の観点から制度の維持を望む。（出荷者）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度では、翌日の仕切・送金を原則としつつも、受託契約約款で定めた期日によることができることとしています。</li> <li>・改正案では、取引参加者に早期決済の努力義務を課すとともに、卸売業者に対して、受託契約約款の提出を求め、開設者が一定の関与をすることで、現行制度と同様の決済機能を維持できるものと考えています。</li> </ul>  |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸・仲卸等の役員等の兼務禁止規定の廃止について、有力卸又は買参が、仲卸・買参等に対する支配力を一層、強める要因となりかねず、慎重な取扱が望まれる。（買出人）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場の活性化に向け、業態間の連携した取組をより行いやすくすることを想定しています。</li> <li>・一方で、例えば卸売業者が支配関係のある仲卸を優遇し、他の買受人の買受を不当に制限するなど不公正な取引を行ったと思われる場合は、都において調査のうえ、改善指導を行っていきます。</li> </ul>   |